



目 次	
規 則	ページ
◎高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則	1
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○平成28年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	7
○保安林の指定（2件）（治山林道課）	7
○定置漁業権の移転の認可（漁業管理課）	8
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	8
高知県教育委員会規則	
◎高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則	8
◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	8
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	9
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	9
入札公告	
○一般競争入札（高知県土木行政総合情報システム再構築等委託業務）の公告（技術管理課）	9
----- 規 則 -----	
高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則をここに公布する。	
平成28年7月1日	
高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第47号	
高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関	

**する条例施行規則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成27年高知県条例第68号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（不均一課税の届出）

**第2条** 条例第6条の規定による事業税に関する届出は別記第1号様式、不動産取得税に関する届出は別記第2号様式による届出書によらなければならない。

2 条例第3条の規定の適用を受ける者は、前項に規定する届出書（不均一課税の措置の適用を受ける最初の事業年度又は年に係る届出書に限る。）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）別記第3号様式による不均一課税の要件等に関する明細書

（2）前号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

3 事業税について条例第3条の規定の適用を受ける者が前2項の規定による届出書を提出した後において当該事業税に係る修正申告書を提出し、又は更正若しくは賦課額の変更を受けたことによって不均一課税額を変更すべき事由が生じた場合は、別記第4号様式による事業税の不均一課税額の修正届出書を速やかに県税事務所に提出しなければならない。

（不均一課税の通知等）

**第3条** 県税事務所長は、前条の規定による不均一課税の届出を受けた場合には、これについて承認又は否認の決定をし、当該不均一課税の届出のあった者に対して、事業税については別記第5号様式又は別記第6号様式により、不動産取得税については別記第7号様式によりその旨を通知するものとする。

（不均一課税の措置の承継）

**第4条** 条例第3条の規定の適用を受ける者が死亡した場合は同条の規定の適用を受ける法人が合併をした場合若しくは分割（当該不均一課税に係る事業を承継させるものに限る。）をした場合には、その相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により当該不均一課税に係る事業を承継した法人（次項において「承継人」という。）に対して、条例第4条に規定する不均一課税の適用期間の残存期間中引き続き不均一課税の措置を行う。

2 前項に規定する不均一課税の措置の承継人は、別記第8号様式による事業承継届に、事業を承継した原因を証する書類又はその写しを添え、当該事業承継の日から30日以内に県税事務所長に届け出なければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

Ⓜ

事業税の不均一課税届出書

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第6条の規定により、下記のとおり事業税の不均一課税について届け出ます。

記

地 域 名		地方活力向上地域					
不均一課税届出事業年度（年）	年 月 日から		税 目	年 月 日まで		事業税	
	年 月 日から			年 月 日まで			
特定業務施設の用に供した日の属する事業年度（年）		年 月 日から		年 月 日まで			
区分	不均一課税前の申告（課税）額 ①		不均一課税による軽減額 ②		不均一課税後の申告（課税）額 ①-②		
	税率	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額
所得金額	— 100	千円	円	千円	円	千円	円
	— 100						
	— 100						
	計						
収入金額	— 100						
合計							
備考							

**第2号様式**（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

Ⓜ

不動産取得税の不均一課税届出書

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第6条の規定により、下記のとおり不動産取得税の不均一課税について届け出ます。

記

地域名	地方活力向上地域
-----	----------

土地

特定業務施設の敷地である土地の所在地	地番	地目	地積（ア）	取得価額	アのうち特定業務施設の敷地となった地積
			m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup>
取得年月日	年 月 日	特定業務施設の建設に着手した年月日		年 月 日	

家屋

特定業務施設の所在地	家屋番号	種類	構造	延べ床面積			用途	取得価額	取得年月日
				1階	1階以外	計			
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	
備考									

**第3号様式**（第2条関係）

不均一課税の要件等に関する明細書

		事業年度（年）	
		法人名（氏名）	
事業所の名称			
事業所の所在地			
事業の種類			
新增設の別		新設 ・ 増設	
不均一課税の要件	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日	年	月 日
	新增設に係る特定業務施設の用に供した日	年	月 日
	特定業務施設の用に供した日の属する事業年度又は年	年	月 日 から
		年	月 日 まで
	新增設に係る特定業務施設用設備の取得価額の合計額		
青色申告書の提出の有無	有 ・ 無		

（裏面）

新增設に係る特定業務施設用設備の取得価額等の明細	特定業務施設用設備	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	特別償却の有無	備考
				円		

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称） ㊤

事業税の不均一課税の修正届出書

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、年 月 日付けで決定のありました不均一課税について下記のとおりに修正の届出をします。

記

地域名		地方活力向上地域					
不均一課税届出事業年度（年）	年 月 日から	税 目	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額	事業税
	年 月 日まで						
特定業務施設の用に供した日の属する事業年度（年）	年 月 日から	税 目	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額	事業税
	年 月 日まで						
区分	修正額						
	不均一課税前の申告（課税）額 ①		不均一課税による軽減額 ②		不均一課税後の申告（課税）額 ①-②		
	税率	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額
所得金額	100	千円	円	千円	円	千円	円
	100						
	100						
	計						
収入金額	100						
合計							
修正届出書の提出理由	1 不均一課税前の申告（課税）額の変更 2 案分率の変更 3 その他						

注 この修正届出書の提出理由が「案分率」の変更である場合は、「不均一課税届出所得金額に関する明細書」を添えてください。

第5号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 ㊤

事業税の不均一課税決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の不均一課税については、下記のとおり決定しました。

記

地域名		地方活力向上地域					
事業年度又は年	年 月 日から	特定業務施設の用に供した日に係る年度分	税 目	年度		事業税	
	年 月 日まで			課税標準額	税 額	課税標準額	税 額
区分	申告額（課税額）		不均一課税届出額		不均一課税後の税額		
	税率	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額	課税標準額	税 額
所得金額	100	千円	円	千円	円	千円	円
	100						
	100						
計							
収入金額	100						
合計							
不均一課税額に関する明細	事務所又は事業所		計 算 基 礎				
	名 称	所 在 地	県内の事業所等の従業者数の合計	新設又は増設をした設備に係る従業者数	1年目 $\frac{1}{2}$ $\frac{②}{①} \times$ 2年目 $\frac{3}{4}$ 3年目 $\frac{7}{8}$		
			人	人			
			①	②			
備考							

（審査請求及び取消訴訟に関する告示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第6号様式 (第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税の不均一課税額の修正決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の不均一課税額については、下記のとおり決定しました。

記

地域名		地方活力向上地域							
事業年度 又は年	年 月 日から 年 月 日まで		特定業務施設の用に供 した日に係る 年度分		税目	年度 事業税			
	区分	修正届出不均一 課税額	修正決定不均一 課税額 ①	既決定不均一 課税額 ②		差引き不均一 課税額 ①-②	税率	課税標準額	税額
	税率	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
所得 金額	— 100	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
	— 100								
	— 100								
計									
収入 金額	— 100								
合計									
修正決定理由									

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第7号様式 (第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

不動産取得税の不均一課税決定通知書

年 月 日付けで届出のありました不動産取得税の不均一課税については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

地域名		地方活力向上地域					
届出のあった不動産							
土地	所在地	地目	地積	用途			
			m <sup>2</sup>				
家屋	所在地	種類又は 用途	構造	延べ床面積			
				1階	1階以外	計	
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
決定の内容							
土地	不均一課税前の税額 ①		不均一課税による軽減額 ②		不均一課税後の税額 ①-②		
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
	千円	円	千円	円	千円	円	
家屋	不均一課税前の税額 ①		不均一課税による軽減額 ②		不均一課税後の税額 ①-②		
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
	千円	円	千円	円	千円	円	
決定の根拠条項及び理由							

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第8号様式（第4条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

承継人 住所（所在地）  
氏名（名称） 印

事 業 承 継 届

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第3条の規定により不均一課税の措置の適用を受ける事業を下記のとおり承継しましたので、届け出ます。

記

事業種目	
承継した事業所等の名称	
承継後の事業所等の名称	
承継した年月日	
承継した理由	
承継した事業の事業開始年月日	

注 事業を承継した原因を証する書類又はその写しを添えてください。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第48号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式から別記第9号様式までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により」を「の規定に基づき」に、「高知県知事に」を「高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に、」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に改め、「次の」を削り、「3箇月」を「3月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成元年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により」を「の規定に基づき」に、「高知県知事に」を「高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に、」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に改め、「次の」を削り、「3箇月」を「3月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第50号

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第4号様式中

「1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に異議申立てをすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を  
「（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第368号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子（平成29年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、平成28年9月16日（金））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	平成28年9月17日 (土)	高知市曙町二丁目5番1号 高知大学朝倉キャンパス 安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会議所 須崎市新町二丁目7番15号 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058番地20 四万十市防災センター
口述試験 身体検査	平成28年9月25日 (日) から同月27日 (火) までのうち、 いずれか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 女子（平成29年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

平成28年7月1日（金）から同年9月8日（木）まで

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場

筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成28年9月24日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地
------------------------------	-------------------	------------------------

3 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第369号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定に係る保安林の所在場所

須崎市押岡字山下1983から1986まで、1992

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山下1984・1992（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第370号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定に係る保安林の所在場所

須崎市浦ノ内東分字フルエダニ2185から2189まで、2191、2192、3870の1、3870のロ

2 指定の目的

- 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字フルエダニ2191・2192（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第371号**

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第10条第1項の規定により、次のとおり漁業権の移転を認可した。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎配置漁業権（1件）

免許年月日	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	移転後の漁業権者の住所並びに名称及び代表者の氏名	存続期間
平成25年9月1日	定 第1,024号	幡多郡黒潮町 田野浦2692番地 水野 大輔	平成25年5月 高知県告示第386号の とおり	幡多郡黒潮町 田野浦2353番地2 株式会社魚彩 代表取締役 水野大輔	平成28年7月1日から平成30年8月31日まで

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。  
平成28年7月1日

高知県公営企業局長 井奥 和男

**高知県公営企業局管理規程第8号**

**高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「小学校第3学年」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第3学年」に改め、同項第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（勤務時間の特例措置）」を付し、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 職員のワークライフバランスの推進を図るため、当分の間、第5条第3項に規定する勤務時間について、夏期における朝型勤務のための特例を設けるものとし、その実施に関し必要な事項については、公営企業局長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県教育長 田村 壯児

**高知県教育委員会規則第21号**

**高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則**

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「2月下旬」を「2月」に改める。

第9条第1項中「1月中旬」を「11月下旬」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県認定子ども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県教育長 田村 壯児

**高知県教育委員会規則第22号**

**高知県認定子ども園条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県認定子ども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第28条第3号」を「第29条第3号」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び5項を加える。

（連携型外認定子ども園の職員の資格の特例）

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例別表1の(1)（ただし書を除く。）の規定により連携型外認定子ども園に置くものとされる職員の数が1人となる場合には、同表2の(3)の規定により、当分の間、第10条第1項第1号及び第3号の規定にかかわらず、同表1の(1)の規定により連携型外認定子ども園に置くものとされる職員のうち1人は、教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とする

3 条例別表2の(1)及び第10条第1項第3号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。）をもって代えることができる。

4 条例別表2の(2)及び第10条第1項第1号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開所する連携型外認定子ども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、条例別表1の(1)の規定により

連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

|       |                                                                                                    |                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 附則第3項 | 条例別表2の(1)及び第10条第1項第3号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者                                                 | 幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者             |
| 附則第4項 | 条例別表2の(2)及び第10条第1項第1号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者            | 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者                           |
| 前項    | 条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者 | 教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者 |

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
-----

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第29号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「小学校第3学年」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第3学年」に改め、同項第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第30号**

**警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「小学校第3学年」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第3学年」に改め、同項第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**入 札 公 告**  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

高知県土木行政総合情報システム再構築等委託業務 一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 特定役務の履行期間

特定役務に係る契約の締結の日から平成35年3月31日まで

(4) 特定役務の履行場所

高知県に届出を行い、承認を受けた場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 高知県が発注した、土木行政総合情報システムの構築業務を受注し履行した実績を有する者又は国若しくは都道府県が発注した、工事管理系及び工事積算系システムの構築業務であつて、過去10年以内に受注し履行した実績を有する者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部技術管理課

電話番号088-823-9826

ファクシミリ番号088-823-9263

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年7月1日（金）から同月26日（火）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。なお、仕様書は電子データ（PDFファイル）で交付する。入札説明書等の交付を希望する者は、別添の「入札説明書等交付申込書」に必要事項を記入のうえ、(1)へ持参すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年8月18日（木）午前10時

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年8月17日（水）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所<br/>高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁地下 第5会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨<br/>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金<br/>高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項<br/>この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年7月26日午後4時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効<br/>この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等<br/>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無<br/>無</p> <p>(7) 契約書作成の要否<br/>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項<br/>2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年7月11日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った</p> | <p>場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口<br/>3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Commission for the renewal of Kochi Prefecture Public Works Administrative General Information System 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Tuesday 26 July 2016</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 18 August 2016</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Wednesday 17 August 2016</p> <p>(5) Contact: Technical Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan<br/>Tel: 088-823-9826 Fax: 088-823-9263</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|